

蕨市民体育館・蕨市プール
指定管理者募集要項

令和7年8月
蕨市教育委員会

蕨市民体育館・蕨市プール 指定管理者 募集要項・目次

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
	(1) 設置目的・役割	
	(2) 名称	
	(3) 所在地	
	(4) 施設概要	
	(5) 利用時間・休館日	
	(6) 利用状況	
3	管理にあたっての条件	3
	(1) 指定管理者が行う業務	
	(2) 指定管理者が管理する施設の範囲	
	(3) 管理に要する経費	
	(4) 指定予定期間	
	(5) 管理の基準	
	(6) 指定管理者と教育委員会との業務役割分担	
	(7) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
	(8) その他	
4	申請の手続	9
	(1) 申請者の備えるべき資格	
	(2) 申請の方法	
	(3) 質問事項の受付	
	(4) 現地説明会の実施	
	(5) 著作権の帰属	
	(6) 費用の負担	
	(7) 申請書類の取り扱い	
5	指定管理者の指定等	13
	(1) 指定管理者の指定方法	
	(2) 指定管理者候補者の選定	
	(3) 選定にあたっての審査基準	
	(4) 審査のポイント	
	(5) 選定にあたっての審査方法等	
6	指定管理者指定後の手続	14
	(1) 協定の締結	
	(2) 引継ぎ等	
	(3) その他	
7	スケジュール	15
8	問合せ先	15

《資料関係》

- ・資料1 「蕨市民体育館及び蕨市プール指定管理者仕様書」
- ・資料2 「蕨市民体育館平面図・敷地図」
- ・資料3 「蕨市中央プール平面図」
- ・資料4 「蕨市塚越プール平面図」
- ・資料5 「蕨市民体育館の利用人数状況」
- ・資料6 「蕨市プールの利用人数状況」
- ・資料7 「施設の改築及び修繕等の実施区分」
- ・資料8 「蕨市民体育館利用料収入実績」
- ・資料9 「蕨市民体育館利用料金一覧」
- ・資料10 「蕨市プール利用料金収入実績・現行利用料金及び上限額」
- ・資料11 「蕨市民体育館按分経費一覧」
- ・資料12 「蕨市民体育館設備年間維持管理一覧」
- ・資料13 「（参考）蕨市立北町公民館等管理業務委託料仕様書」

《様式関係》

- ・提出書類一覧
 - ・様式1 指定管理者指定申請書
 - ・様式2 申請者の概要
 - ・様式3-1 共同事業体構成表
 - ・様式3-2 団体の概要（代表構成団体用）
 - ・様式3-3 団体の概要（構成団体用）
 - ・様式4 主要事務実績
 - ・様式5 事業計画書
 - ・様式6-1 建物・施設の有効活用提案書
 - ・様式6-2 自主事業計画書
 - ・様式7-1 職員配置計画書 蕨市民体育館分
 - ・様式7-2 職員配置計画書 蕨市プール分
 - ・様式8-1 収支計算書 5か年
 - ・様式8-2 収支計算書 年度ごと 蕨市民体育館分
 - ・様式8-3 収支計算書 年度ごと 蕨市プール分
 - ・様式9 指定管理業務の準備に関する計画書
 - ・様式10 指定管理者の指定申請に係る誓約書
 - ・様式11 指定管理者指定 辞退届
 - ・様式12 現地説明会 参加申込書
 - ・様式13 指定管理者募集に関する質問書
-
- ・別表1 指定管理者選定基準
 - ・蕨市民体育館設置及び管理条例及び施行規則
 - ・蕨市プール設置および管理条例及び施行規則

1 指定管理者の募集について

蕨市では、蕨市民体育館（以下「体育館」という。）及び蕨市プール（以下「プール」という。）の管理運営を効果的、効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項、蕨市民体育館設置及び管理条例（以下「設置管理条例」という。）第11条及び蕨市プールの設置及び管理条例（以下「設置管理条例」という）第7条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 設置目的・役割

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としています。

(2) 名称

蕨市民体育館
蕨市中央プール
蕨市塚越プール

(3) 所在地

蕨市民体育館 蕨市北町1丁目27番15号
蕨市中央プール 蕨市中央2丁目18番29号
蕨市塚越プール 蕨市塚越5丁目9番3号

(4) 施設概要

蕨市民体育館
着工年月日 昭和54年8月1日
竣工年月日 昭和55年9月30日
開館年月日 昭和55年11月1日
敷地面積 5,259.21㎡
建築面積 2,832.515㎡
建築延面積 5,887.045㎡（公民館・児童館等部分 1,250.43㎡含む）
建物の構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上3階建
エレベーター 1基
駐車場 25台駐車可能（有料）
総工費 1,280,600,000円

※資料2「蕨市民体育館平面図・敷地図」を参照してください。

蕨市中央プール

竣工年月 昭和 55 年 7 月

開設年月 昭和 55 年 7 月

敷地面積 2,633 m²

一般プール 25m 深さ 0.90m～1.05m 水面積 264.8 m²

幼児プール 深さ 0.35m～0.45m 水面積 290.8 m²

カスケード 深さ 0.30m～0.40m 水面積 56.1 m²

建築延面積 377.946 m²

建物の構造 鉄骨造

駐車場 なし

※資料 3 「蕨市中央プール平面図」を参照してください。

蕨市塚越プール

竣工年月 昭和 54 年 7 月

開設年月 昭和 54 年 7 月

敷地面積 1,842 m²

一般プール 25m 深さ 0.60m～1.00m 水面積 325.0 m²

幼児プール 深さ 0.30m～0.40m 水面積 139.0 m²

カナル 深さ 0.30m 水面積 112.0 m²

※カナルは使用不可

建築延面積 373.946 m²

建物の構造 鉄骨造 3階建 プールサイド 鉄骨造

カナル・カナルサイド 鉄筋コンクリート造

駐車場 なし

※資料 4 「蕨市塚越プール平面図」を参照してください。

※現状ではプールとしての利用に施設設備面で不安があるため、応募時に「プール以外の有効活用策」を提案してください。

(5) 利用時間・休館日

蕨市民体育館

利用時間:設置管理条例第5条の規定に基づき、午前9時から午後9時までとします。

現在、現管理者により午前9時から午後9時まで供用しています。

休館日:設置管理条例第4条の規定に基づき、毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)と毎年12月28日から翌年1月4日までとします。現在、現管理者により毎年12月28日から翌年1月4日までのみの休館日としています。

※ 利用時間・休館日共に、指定管理者が教育委員会の承認を得て変更又は臨時休館することができます。

蕨市中央プール

開場期間：設置管理条例第3条の規定に基づき、毎年7月1日から9月30日までとします。現在、現管理者により7月2週目の土日・7月3週目の土曜日から8月末日・9月1週目の土日の開場としています。

利用時間：設置管理条例第4条の規定に基づき、午前10時から午後5時までとします。現在、現管理者により午前9時から午後5時まで供用しています。

※ 開場期間・利用時間共に、指定管理者が教育委員会の承認を得て変更することができます。

蕨市塚越プール

開場期間：設置管理条例第3条の規定に基づき、毎年7月1日から9月30日までとします。現在、現管理者により通年実施しています。

利用時間：設置管理条例第4条の規定に基づき、午前10時から午後5時までとします。現在、現管理者により午前10時から午後3時まで供用しています。

※ 開場期間・利用時間共に、指定管理者が教育委員会の承認を得て変更することができます。

※ 現在、プールとしての利用に施設設備面で不安があるため、現管理者の提案により、通年「釣り堀」を実施しています。施設設備の改修の予定は当面ないため、引き続き、プールとしての利用は難しく、応募時に「プール以外の他の有効活用策」を提案してください。必要な施設の維持・管理は行ってください。

(6) 利用状況

資料5「蕨市民体育館の利用人数状況」及び資料6「蕨市プール利用人数状況」を参照してください。

3 管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う主な業務は以下のとおりです。

なお、詳細については、資料1「蕨市民体育館及び蕨市プール指定管理者業務仕様書」をご参照ください。

蕨市民体育館

ア 体育館の利用の許可に関する業務

体育館施設等の利用申込みに対して条例や規則に基づいて利用許可を与える業務です。

※近年の猛暑による熱中症のリスクが高いことから、蕨市では、空調設備が設置されてい

ない3Fアリーナについて、注意喚起や無料キャンセルとする基準の設定を検討しています。なお、直近の以下の期間のキャンセルは次のとおりでした。

令和6年6月～9月利用分

申請数：910件

キャンセル数：132件（うち、理由が「暑さのため」と明確なものは4件）

イ 体育館の利用に係る料金の収受に関する業務

利用の許可にあたり、利用料金を納期限までに収受する業務です。

ウ 施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

施設を快適に利用してもらうための維持修繕、各種設備点検、サービス向上のための改修などを行っていただきます。

なお、施設の改修や修繕等の実施区分については、資料7「施設の改築及び修繕等の実施区分」を参照してください。

エ 生涯スポーツの推進及び利用者サービスに関する業務

この業務は、スポーツ教室等体育館の自主事業として、実施しているものです。

オ 北町公民館に関する一部業務の受託

指定管理者が北町公民館と別途契約を結ぶものです。直近の業務内容については資料13を参照してください。

蕨市プール

ア プールの利用者の安全及び健康に関する業務

監視、利用の指導及び水質の維持等を行う業務です。

イ プールの利用に係る料金の収受に関する業務

利用料金を収受する業務です。

ウ 施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

施設を快適に利用してもらうための維持修繕、各種設備点検、サービスの向上のための改修などを行ってまいります。

※ なお、施設の改築や修繕等の実施区分については、資料7「施設の改築及び修繕等の実施区分」を参照してください。

エ 生涯スポーツの推進及び利用者サービスに関する業務

この業務は、水泳教室等プールの自主事業として、実施しているものです。

オ 塚越プールにおける施設の有効活用のための業務

応募時に提案した施設の有効活用策を実施するための必要な管理運営業務を行ってください。近隣の住環境に充分、配慮した提案をしてください。業務の実施に当たっては教育委員会の承認を得てください。

(2) 指定管理者が管理する施設の範囲

蕨市民体育館内の指定管理者が管理する施設の範囲は、以下の施設以外です。

1 F 児童館、団体連絡室、図書ラウンジ

2 F 調理室、集会室、和室、湯沸室、男子トイレ、女子トイレ
※資料2「蕨市民体育館平面図・敷地図」を参照してください。

(3) 管理に要する経費

ア 利用料金の設定

- ・施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。
- ・条例及び規則に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。
ただし、設定にあたっては、事前に教育委員会の承認が必要となります。
過去3か年の利用料金収入及び現行料金と条例で定める額（上限額）については、
資料8「蕨市民体育館利用料金収入実績」、資料9「蕨市民体育館利用料金一覧」及び
資料10「蕨市プール利用料金収入実績・現行利用料金及び上限額」を参照してく
ださい。

イ 利用料金の減免

利用料金については減免規定があり、次の場合には減額又は免除となります。

- (ア) 蕨市又は教育委員会が主催する行事等
(選挙投開票会場としての使用など)
- (イ) 蕨市スポーツ協会及び同協会加盟団体が主催する行事
(加盟団体の練習等による利用は含まれません。)
- (ウ) その他教育委員会が特に必要と認めるとき
(主に蕨市レクリエーション協会及び同協会加盟団体が主催する行事)

ウ 指定管理に係る指定管理料

- ・教育委員会は、体育館及びプールの管理運営に要する経費（上記(1)のア～ウにか
かる経費）から利用料金収入や自主事業等の収入の見込額を差し引いた額を、毎
年度の予算の範囲内において指定管理者に指定管理料として支払います。指定管理
料の具体的な額や支払方法等は、協議の上、年度協定書で定めます。

なお、令和7年度の指定管理料予算額は53,240,000円（税込）です。

(内訳) 蕨市民体育館分 40,480,000円（税込）

蕨市プール分 12,760,000円（税込）

また、上記(1)のエの業務については、指定管理者の自主事業として実施してい
ただくものですので、これに対する指定管理料等はありません。

エ 必要経費の按分

体育館は複合施設のため、体育館のみの必要経費の算定が困難なことから、教育委
員会と指定管理者とで協議し決定するものとします。

なお、現在の按分比率については、資料11「蕨市民体育館按分経費一覧」を参照
してください。

(4) 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

(5) 管理の基準

以下の基準を守って体育館及びプールの業務を実施していただきます。

ア 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行うこと。

地方自治法や条例等、業務を行うにあたっては関連する法規を遵守し、業務を実施してください。

イ 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

業務を行うにあたっては、市民が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

なお、施設や設備の改修・修繕等の実施区分については、資料7「施設の改築及び修繕等の実施区分」を参照してください。また、詳細については、協議の上、協定で定めます。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

個人情報保護法や蕨市個人情報保護条例を遵守することはもちろんのこと、個人情報の取り扱いについては、蕨市個人情報保護条例に準じて取り扱いに関する内部規程を作成するなど徹底を図ってください。

※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定で定めます。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

(6) 指定管理者と教育委員会との業務役割分担

指定管理者と教育委員会の役割分担は、原則として次のとおりとします。

項目	指定管理者	教育委員会
①施設（建物、構築物、機械装置等）の保守点検	○	
②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤事故、火災等（自然災害含む）による施設損傷の回復	△ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○
⑥施設利用者の被災に対する責任	△ (現場での対応による)	○
⑦施設の火災共済保険の加入		○
⑧賠償責任	△ (管理運営に瑕疵がある場合)	○
⑨包括的な管理責任		○
⑩その他（不可抗力等）	協議の上決定する	

※ その他の指定管理者の役割

- ・ 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。

- ・指定管理者は施設利用者の被災に対し現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに教育委員会に報告をしなければなりません。

※なお、現在の保守点検、維持管理等に関しては資料12「蕨市民体育館設備年間維持管理一覧」参照してください。

(7) 指定管理者と教育委員会との責任分担

指定管理者と教育委員会の役割分担は、原則として次のとおりとします。これらは帰責事由の所在が不明確になりやすい責任について、その方針を示したものです。

No.	種 類	内 容	分担 ※	
			指	教
1	物価変動	物価変動に伴う人件費、物品費等経費の増	○	
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域・住民との協調	○	
		施設の業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、軽易な改善要望への対応	○	
		上記以外		○
4	法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更		○
		指定管理者に影響を及ぼす法令の変更	○	
5	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制度の変更		○
		指定管理者に影響を及ぼす税制度の変更	○	
6	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他教育委員会又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復に係る経費の増加		○
7	運営リスク	施設、設備等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
8	セキュリティ	警備不能による犯罪発生	○	
9	債務不履行	経費の支払いの遅延（教育委員会から指定管理者）によるもの		○
		経費の支払いの遅延（指定管理者から第三者）によるもの	○	
10	収入の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少	○	
11	事業の中止・延期	建物所有者の責任による遅延、中止		○
		事業者の責任による遅延、中止	○	
12	施設・設備・備品等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき場合	○	
		上記以外		○

No.	種 類	内 容	分担 ※	
			指	教
13	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合	○	
		上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合		○
14	書類の誤り	仕様書等、教育委員会が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
		事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
15	個人情報の漏えい	業務を通じて取得した個人情報の漏えい	○	
16	業務終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間途中で終了した場合における撤収費用	○	
17	管理責任	包括的な管理責任		○
18	その他	上記に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上、定める。		

※「指」は指定管理者、「教」は蕨市教育委員会の意

(8) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者の責に帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 指定管理者が教育委員会の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、教育委員会に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は賠償の責めを負うこととなります。
- オ 教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、教育委員会と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。
- カ 指定管理者は、指定の取り消しが決定した場合、その効力が発生する日までは、指定取り消しにかかわらず管理業務を行う義務を負うものとします。

(9) その他

ア 文書の管理・保存

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等は、蕨市文書取扱規則等に準じて、適正に管理・保存することとします。なお、指定期間終了時に、教育委員会の指示に従って文書の引継等を行うことがあります。

イ 情報公開

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が保有しているものは、指定管理者が別途、蕨市情報公開条例に準じて情報公開規程等（以下、「規程等」という。）を策定してください。なお、教育委員会は、指定管理者が保有する情報について開示請求があったときは、この規程等にも照らして情報公開の可否を決定することとし、市条例等により指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めるものとするとともに、指定管理者は、速やかに応じるよう努めるものとしします。

ウ 守秘義務

指定管理業務を行うにあたり、蕨市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとしします。指定期間が満了し、もしくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後も同様としします。

エ 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めるものとしします。

また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めるものとしします。

4 申請の手続

(1) 申請者の備えるべき資格

ア 埼玉県内に拠点を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」）としします。

※1 次のいずれかに該当する法人等は指定を受けられません。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格：入札に参加できない又はさせないことができる者の規定）に該当する者

(イ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人等

(ウ) 蕨市から指名留保、指名停止措置を受けている法人等

(エ) 市税、法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けたことがあるもの

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若し

くは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

(ク) 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、法人でない団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

※2 選定委員会委員等、本件業務に従事する本市職員等に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

イ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

(ア) 代表団体を選出し、教育委員会とのやり取りについては代表団体が行ってください。

(イ) グループには適切な名称を付け、その名称で申請してください。ただし、申請書の記名押印等については、すべての構成団体が行ってください。

※3 「複数の法人等で構成するグループ」の例として、維持管理会社、警備会社、セミナー等を実施する会社など、それぞれ得意分野を活かして施設の管理運営に参加する形態が考えられます。

(ウ) 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限らせていただきます。また、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成団体のいずれかが、上記※1のいずれかに該当する場合は、指定を受けることはできません。

(2) 申請の方法 ※別添「提出書類 一覧」を参照のこと。

申請に当たっては、以下の書類等を提出してください。ただし、選考委員会における審査の過程において、追加資料の提出を求める場合があります。

ア 提出書類

(ア) 様式1 指定管理者指定申請書

(イ) 様式2 申請者の概要

(ウ) 様式3-1 共同事業体構成表 ※共同事業体での申請のみ

(エ) 様式3-2 団体の概要（代表構成団体用） ※共同事業体での申請のみ

(オ) 様式3-3 団体の概要（構成団体用） ※共同事業体での申請のみ

(カ) 様式4 主要業務実績

(キ) 様式5 事業計画書

(ク) 様式6-1 建物・施設の有効活用提案書

(ケ) 様式6-2 自主事業計画書

(コ) 様式7-1・7-2 職員配置計画書（施設別）

(サ) 様式8-1・8-2・8-3 収支計算書 ※5か年、年度ごと（施設別）

(シ) 様式9 指定管理業務の準備に関する計画書

- (ス) 様式 10 指定管理者の指定申請に係る誓約書
- (セ) 法人等の登記簿謄本（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）又はこれらに準ずる書類
- (ソ) 直近 1 年間の国税の納税証明書
- (タ) 直近 1 年間の地方税の納税証明書
- (チ) 直近 2 年間の損益計算書とその他これに相当する書類
- (ツ) 直近 2 年間の貸借対照表、財産目録その他これに相当する書類
- (テ) 直近 2 年間の団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (ト) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計算書
- (ナ) 定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- (ニ) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (ヌ) その他、申請者が必要と思われる書類（任意）

イ 提出部数

- ・ア～スについては、正本 1 部、副本 7 部を提出してください。
- ・セ～ニについては、正本 1 部、副本 5 部を提出してください。
- ・共同事業体による申請の場合は、カ及びス～ナについては、各構成団体が上記の指定部数を提出してください。

ウ 提出期間及び提出場所

提出期間：令和 7 年 9 月 1 6 日（火）～9 月 1 9 日（金）

各日とも午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

提出場所：蕨市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課（蕨市役所 3 階）

提出方法：上記の提出場所に直接、ご持参ください。郵送は不可とします。

エ 申請の取下げ

申請を取り下げる場合は、「様式 1 1 指定管理者指定 辞退届」を提出する。

オ 費用負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

カ 申請書類の取り扱い

- ・申請書類の提出後、提案内容の修正等の申し出は一切受け付けません。
- ・提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、教育委員会は指定管理者候補者の公表や指定管理者に指定された場合等、必要に応じて公文書として無償で使用できるものとします。
- ・申請書類は、蕨市情報公開条例に規定する公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となり、条例に定める非公開情報が記録されている部分を除き、原則として開示されます。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和7年8月25日(月)午前9時から8月29日(金)午後4時まで

イ 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書(様式13)に必要事項を記入の上、
電子メール又はFAXで提出してください。

[電子メール] hotaiku@city.warabi.saitama.jp

[FAX番号] 048-433-7731

ウ 回答方法 蕨市ホームページ(<http://www.city.warabi.saitama.jp>)において、
令和7年9月9日(火)に公表します。(質問者名は表示しません)

※なお、募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問回答は一切しませんのでご了承ください。

(4) 現地説明会の実施

市民体育館において次のとおり説明会を開催します。(蕨市民体育館と蕨市プールの現地も見学していただきます。)

ア 開催日時 令和7年8月19日(火) 午前10時～12時

イ 説明会場 蕨市民体育館

当日は午前9時55分までに体育館1階団体連絡室にお越しください。

ウ 申込方法 「様式12 現地説明会 参加申込書」を

hotaiku@city.warabi.saitama.jp へ送信してください。

エ 申込期間 8月4日(月)～18日(月)午後5時まで

※参加多数の場合は、人数を制限させていただく場合があります。

※蕨市プールは、蕨市民体育館から離れているため、施設見学にはお車でお越しください。体育館裏手に駐車場を用意いたします。プールには専用駐車場がないため、近隣のコインパーキングをご利用ください。

(5) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、教育委員会は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類等は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(7) 申請書類の取り扱い

申請書類は、蕨市情報公開条例に基づき、原則として情報公開の対象になります。ただし、条例に定める非公開情報が記録されている部分を除きます。

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、蕨市議会の議決を経て、教育委員会が行います。なお、指定後速やかに告示します。

(2) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定にあたっては、提出された申請書及びプレゼンテーション等により審査を行い、(3)の選定にあたっての審査基準に最も適合する応募者を指定管理者候補者とします。審査の結果は、すべての応募者に文書で連絡します。

(3) 選定にあたっての審査基準

- ア 市民の平等な施設の利用を確保することができるものであること。
- イ 関係する法令及び条例の規定を遵守し、適正に施設の運営を行うことができること。
- ウ 施設の設置の目的を効果的に達成し効率的な運営を行うことができること(自主事業を含む)
- エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- オ 施設の管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取り扱いを確保することができること。

(4) 審査のポイント

- ア 応募資格に適合しているか。
- イ 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
 - ・市の施設の設置目的を理解した適切な方針や考え方が述べられているか。
- ウ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
 - ・基本的な考え方は適切か。
 - ・具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか。
 - ・ニーズの把握やその対応策が提案されているか。
 - ・トラブルや苦情処理への対応は適切か。
- エ 利用者の平等利用確保への配慮がされているか。
 - ・受付の方法や、利用申請の重複の場合の抽選方法など利用者に対して平等、公平に施設の施設利用運営が行われる体制か。
- オ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
 - ・稼働率計画は現実に上がる計画か。
 - ・適切なPR活動を行う計画か。
 - ・維持管理計画は施設の状況を的確に反映するなど効率的なものか。
 - ・効果的な業務体制が提案されているか。
 - ・従業員教育は適切になされる計画か。
 - ・類似施設の運営経験はあるか。

- カ 法人等の経営基盤が安定しているか。
 - ・過去3年間の決算状況はどうか。
 - ・資金計画等確実な財政基盤はあるか。
 - ・財務諸表のバランスは取れているか。
 - ・企業としての将来性はどうか。
- キ 個人に関する情報の適正な取り扱いは確保されるか。
 - ・情報の取り扱いに対しての基本的な考え方が示されているか。
 - ・適切な情報管理体制が整備されているか。
 - ・従業員等に対する周知は十分になされる内容か。
- ク 指定管理業務に係る指定管理料の設定は適切な額か。
 - ・必要な経費を見積もっているか。
 - ・稼働率に見合った収入を計上し、指定管理料に反映しているか。
 - ・従来の委託料と比較して効率的な額となっているか。
- ケ 自主事業の計画は妥当か。
 - ・施設の設置目的にかなった設定か。
 - ・収支計画、実施計画は妥当か。
- コ 環境に配慮した運営方法となっているか。
- サ その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

(5) 選定にあたっての審査方法等

審査は、蕨市教育委員会が設置する選定委員会が、審査基準に基づいて行います。

選定委員会は市職員により組織されます。なお、選定委員会の会議は非公開とし、選定過程で作成される文書の公開については、蕨市情報公開条例に基づくものとします

6 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と教育委員会との間で協議の上、協定を締結します。

(2) 引継ぎ等

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、事前準備及び前管理者と引継ぎを行うものとします。引継ぎ等に係る経費は指定管理者の負担とします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認めら

れるとき。
(イ) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは以下のとおりです。

- 1 募集要項配布：令和7年8月4日(月)
- 2 現地説明会の参加申込：8月4日(月)～18日(月)
- 3 募集説明会(見学含む)：8月19日(火)
- 4 質問書受付：8月25日(月)～29日(金)
- 5 質問書回答：9月9日(火)
- 6 申請書の受付：9月16日(火)～19日(金)
- 7 選定委員会によるプレゼンテーション及び面接審査：10月上旬
- 8 選定結果の通知：11月上旬
- 9 指定管理者の指定議決・指定の告示：12月
- 10 基本協定書の協議：令和8年1月上旬
- 11 事務引継ぎ開始：1月～3月
- 12 基本協定書の締結：3月下旬
- 13 年度協定書の締結・管理運営の開始：4月1日(水)

8 問合せ先

名 称 蕨市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課
住 所 〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
電 話 048-433-7730
F A X 048-433-7731
電子メール hotaiku@city.warabi.saitama.jp
土日祝日は、閉庁日となります。